

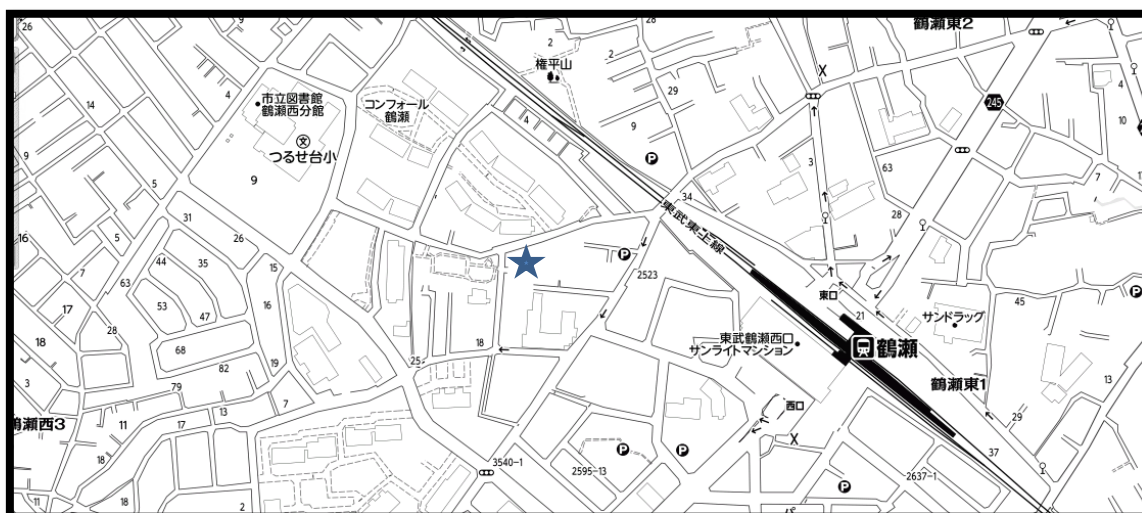
生産緑地解除について（鶴瀬西地区）

1 生産緑地を解除する土地

地番	面積
鶴瀬西 2 丁目 2529-1 の一部 (分筆予定)	1567 m ² のうち、約 482 m ²
鶴瀬西 2 丁目 2529-3	518 m ²

(別図参照)

【周辺地図】



【現地写真】



西側から



東側から

2 生産緑地解除後の土地利用

社会福祉法人秀和会と土地所有者との間で土地賃貸借契約を締結し、平成 30 年 4 月に開園予定の（仮称）鶴瀬れんげ保育園を建設します。

3 生産緑地を解除する根拠

保育所は、生産緑地法第 8 条に規定する「公共施設等」に該当するため、生産緑地の指定を解除するものです。